

田彦西自治会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、田彦西自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域の生活向上と住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

- (1) 親睦と融和に関する事
- (2) 生活および環境の改善向上に関する事
- (3) 文化およびスポーツの向上に関する事
- (4) 各種団体の育成助長に関する事
- (5) 区域内住民相互の連絡に関する事
- (6) その他、目的達成のために必要な事

(区 域)

第3条 本会の区域は、別図のとおりとする。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、前条に定める区域に住所を有する個人とする。

(入 会)

第5条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合。

第3章 役 員

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 班 長 | 若干名 |
| (4) 組 長 | 若干名 |
| (5) 会 計 | 1 名 |
| (6) 書 記 | 1 名 |
| (7) 監 事 | 2 名 |

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、班長、会計、書記及び監事は役員会で推薦し、総会において承認を得るものとする。

2 組長は、会員の互選とする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

3 班長は、担当班の事業の推進に当たるほか、本会の運営に当たる。

4 組長は、担当組の事業の推進に当たるほか、会長の求めに応じ、役員会に出席することができる。

5 会計は、本会の出納事務を処理し、会計帳簿及び書類を管理する。

6 書記は、会長の求めに応じ、本会の庶務を担当する。

7 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とするが、組長は1年とすることができる。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期が満了のときは、新役員が就任するまで前任者がその任に当たるものとする。

第4章 顧 問

(顧 問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営上必要な事項に関し、会長の諮問に応ずるものとし必要に応じ会長に意見を述べることができる。

第5章 総 会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎会計年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた時

(2) 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の書面表決)

第15条二 会長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するため会議の開催が困難であると認めたときは、会議の開催に代え、書面表決により議事の審議決定をお行うことができる。

(1) 大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき。

(2) 感染症、伝染病など重大な疾病が蔓延し、もしくは蔓延する恐れがあるとき。

(3) その他やむを得ない理由があるとき。

2 書面表決の議事は、提出された書面表決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することが出来ない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決委任)

第20条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、ほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、監事を除く、会長、副会長、班長、会計、書記をもって構成する。

(役員会の機能)

第23条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第24条 役員会は、会長が必要と認めたとき及び役員2分の1以上から招集の請求があった時に、会長が招集する。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第7章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第26条 本会に、専門委員会を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生じる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 本会の資産で第27条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支決算書、財産目録等として作成し、総会の承認を受けなければならない。

(会費)

第33条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年5月に組長が徴収し、会計に納入する。
- 3 会員が会費を納入後、転出等により本会を脱会したときは、納入した会費は返還しないものとする。

(活動費及び助成金)

第34条 本会役員に対し、地域活動に要した費用を支払うことができる。また、自治会協力団体に助成金を支給できるとし、別に定める「役員活動費及び協力団体助成金規定」を適用する。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の改廃

(規約の改廃)

第36条 この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の議決を得、かつ、ひたちなか市長の認可を受けなければならない。

第10章 個人情報保護

(個人情報保護)

第37条 本会が自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

第11章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、役員会で定める。

付 則

この規約は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年4月8日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年4月18日一部改正し、施行する。

田彦西自治会規約細則

田彦西自治会規約第20条に定めるやむを得ない理由のため総会に出席できない会員の委任については、当分の間、会員の所属する組長が行うものとする。